

ハーモニー



ハーモニーは、調和・一致・和合等を意味します。
男女が人間として生き方において、また社会のあらゆる分野における活動において、
対等の立場に立って調和していこうという意味が込められています。

昨年策定された「第2次南魚沼市男女共同参画基本計画」に伴い、当市民会議も組織改編して1年が経過しました。地域づくり・健康福祉・職場労働・子育て教育の4部会毎の活動の一つにまとめ、企画運営委員会で年間事業計画を作成し、全会員が一緒に参加するようになったので、大勢の意見を全体に反映し易くなり、一步前進する事ができました。

さて、市民会議も発足して6年が経過しました。学校や家庭では性別にこだわらず、個性を活かした共同参画が定着しつつあるように感じますが、地域での各種役員は、世帯主や男性だけに固執して、若者や女性の登用不足になっている場合も多いようです。職場においてもハッピー・パートナー企業も少なく、女性管理職登用も低迷なままで、まだまだ目標にはほど遠い現実もあります。今後益々行政と市民の協力による役割分担を見直した、男女の協力が重要になっていると感じています。

今後も「ずうっと住みたい南魚沼市」を目指し、ハーモニーな活動を広めたいと思いますので、是非大勢の皆さまの参画を、宜しくお願い致します。

南魚沼市男女共同参画推進市民会議 会長 田中せつ子



《平成24年度活動報告》



- ・ 6月 総会、公開講演会「おもてなしの心で町おこし」（講師：射干の会 中島真知子氏）
- ・ 7月 「ハーモニー第6号」市民会議だより発行
- ・ 8、10、11月 ハーモニー連続講座 第2回「他人事ではないセクハラ事情」、第3回「高齢者・子どもの虐待事情」、第4回「大切な人を守るためのDV被害事情」
- ・ 9月 南魚沼市男女共同参画庁内会議・市民会議合同研修会
講演「それってアタリマエですか？」（講師：新潟県立大学教授 石川伊織氏）
ワークショップ「地域における男女共同参画」（コーディネーター：（財）新潟県女性財団）
- ・ 10月 八色の森市民まつり啓発ブース出店
- ・ 11月 新潟県男女共同参画計画策定についての地域懇談会（長岡会場）参加

《平成25年度活動計画》

- ・ 6月 総会、公開講演会
- ・ 6月 「ハーモニー第7号」市民会議だより発行
- ・ 8月 災害対策に関する学習会
- ・ 10月 八色の森市民まつり啓発ブース出店
- ・ 時期未定 講演会とワークショップ
- ・ 随時 会議、研修会、視察、啓発活動（紙芝居等）
庁内推進会議との情報交換会

《お知らせ》

「災害対策に関する学習会」

～女の目線、男の目線～

講師：樋熊 憲子 氏

（男女（ひと）がともに生きる社会を進めるFNNながおか市民会議代表）

日時： 8月10日（土）午前10時

会場：南魚沼市役所本庁舎

※どなたでも参加できます

※詳細は市報7月15日号に掲載

ハ ー モ ニ ー 連 続 講 座 報 告

平成 24 年度、黒岩海映弁護士を講師に迎え、「セクハラ」「虐待」「DV」のテーマ毎に各 1 回、計 3 回の講座を実施しました。それぞれ、具体例を交えながら、基礎的な事を分かりやすく教えていただき、良い学習会となりました。



◆『他人事ではないセクハラ事情』平成 24 年 8 月 31 日実施

「セクハラ」とは

※男女雇用機会均等法（平成 11 年改正でセクハラを定義）

「セクシャルハラスメント」の略。法的な取り決めがあるのは職場のみ。

定義：職場において行われる労働者の意に反する性的言動（性的な内容の発言および性的な行動）

基準：「相手が不快に感じたか」「相手の意に反したか」

※行為者の意図は問わない。相手が反対の意思をはっきり示したかどうかも問わない。

性的な内容の発言 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を意図的に流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど。

性的な行動 性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、わいせつな写真等を配布・掲示すること、強制わいせつ行為、強姦など。

『セクハラ』相談機関

- ・ 社内の相談窓口
- ・ 新潟県労働局雇用均等室
025-288-3511
援助、調停、行政指導
- ・ 法務省人権相談 0570-003-110
- ・ 新潟県弁護士会
025-222-5533
- ・ 法テラス新潟の法律相談
050-3383-5420

「参加者アンケート」から

- ・ セクハラは他人事ではない。身近なところであり、気づかぬうちに自分も加害者になりうるということを改めて認識できた。相談に対する対応も参考になった。
- ・ セクハラ裁判の勝訴率（初期 100 件は約 85%）にとっても驚いた。対応してもらえないという考えがあったので今日の話聞いて良かった。
- ・ 具体例が多くわかりやすい。セクハラに対する問題意識が薄いことに気づいた。

◆『高齢者・子どもの虐待事情』平成 24 年 10 月 4 日実施

「高齢者虐待」とは

※高齢者虐待防止法（平成 17 年制定、18 年施行）

被害者：65 歳以上の者

加害者：「養護者」＝家庭で高齢者を養護する人。実際に世話をする人。

「養介護施設従事者等」＝施設職員（入所、通所）、居宅サービス従事者（看護、介護等）

虐待の種類 身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的搾取。

高齢者虐待に気づいたら 気づいた人の市町村への通報は努力義務、特に、生命や身体に重大な危険がある場合は通報が義務となる。虐待を受けている高齢者本人も自ら届出できる。

通報・相談先 大和地域包括支援センター（大和庁舎） 025-777-3111（代表）
六日町地域包括支援センター（本庁舎） 025-773-6675
塩沢地域包括支援センター（塩沢庁舎） 025-782-0252

「児童虐待」とは

※児童虐待防止法（平成12年制定、施行）

被害者：18歳未満の者

加害者：「保護者」＝親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を実際に世話している人

※加害者の意図は問わない

虐待の種類 身体的虐待、世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待。

児童虐待に気づいたら 気づいた住民は通告する義務がある（すべての国民の義務）。

通告・相談先

- ・南魚沼市役所子育て支援課
025-773-6822
 - ・新潟県南魚沼児童相談所
025-770-2400
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル
0570-064-000
 - ・DV・児童虐待フリーダイヤル
0120-26-2928
- ※情報源の秘密は守られます。

「参加者アンケート」から

- ・虐待を発見したら？＝すべての国民の義務！まさしく、支援の第一歩だと思う。
- ・知り合いがDV、暴力にあい、常日頃あざができています。説明を聞き勇気を持って話をしてやる事ができる。
- ・赤ちゃんを抱けないで悩んだり、なぜ泣くか悩むのを見たが、昔と違うのは、孤立してしまう、人に悩む顔を見せないのでは。個の時代の副産物のような気がする。逃げ場のない幼児の暗いニュースの多いことは何とも切ない。

◆『大切な人を守るためのDV事情』平成24年11月2日実施

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは ※DV防止法（平成13年制定、施行）

定義：夫婦や恋人など親密なパートナーからの暴力をいう。婚姻関係にあるか否かは問わない。

DVの実態：DV防止法上、被害者は女性に限定されていないが、DV被害者は圧倒的に女性が多い。

身体的暴力…殴る、ける、突き飛ばす、胸倉をつかむなど。

精神的暴力…怒鳴る、馬鹿にする、「別れる」「自殺する」と言って脅す、大切な物を壊す、壁をたたき、ドアをあける、無視するなど。

性的暴力…性行為の強要、避妊に協力しない、性行為について他人に話すなど。

経済的暴力…生活費を渡さない、家計を独占など。

社会的暴力…仕事や学校を辞めさせる、交友関係を絶たせる、実家と交流を絶たせる、行動監視など。

『DV』相談機関

- 南魚沼市役所（本庁舎）子育て支援課
025-773-6822
- NPO法人女のスペース・ながおか
0258-38-0456
- 配偶者暴力相談支援センター（新潟県）
025-381-1111
- DV・児童虐待相談フリーダイヤル（新潟県）
0120-26-2928
- 女性の人権ホットライン
0570-070-810

「参加者アンケート」から

- ・実例を話され、とってもわかり易い。私の友達もDVを受けていて、電話をかけてきます。本日の研修がとっても役に立ちます。
- ・暴力の目的が「支配」する事であるならば自分自身がDVを受けていたと思います。
- ・高齢者虐待の通報数が、児童・DVに比して非常に少なく、いかに把握されていないかということを感じ知らされました。

男女共同参画週間 6月23日～29日

平成25年度キャッチフレーズ

「紅一点じゃ、足りない。」（兵庫県 安本実織さん作品）

※この週間は国の男女共同参画推進本部が平成12年に決めました。



講演会「教えて！病児保育のこと」講師：高野久美子氏

6月1日午後、総会後に標記講演会を実施しました。

子どもの病気は、働く親にとって最大のピンチ、病児にとっても不安で心細いことです。そんな時にどんな支障があり、どんな支援があるのか…。市内に病後児保育施設はありましたが、今年6月に医療併設、病児・病後児保育室「花てまり」が萌気園浦佐診療所内に開設されました。病児保育は治療中の急性期、病後児保育は回復期に利用可能。参加者から「利用手続をもっと簡易化できないかなど、利用に関する切実な質問や意見が多数ありました。



高野氏の「育児、看護休暇がスムーズに取れる社会になるにはまだ時間が必要。困っているのは今、今できる究極の支援。」には頷けます。子どもが病気、でも仕事が休めない時にはぜひご相談を。

病児・病後児保育 … 病児保育室「花てまり」電話777-5131

病後児保育 … 野の百合保育園 電話772-2627 わかば保育園 電話778-2036

ハッピー・パートナー企業になりませんか？

《登録要件》 次のような取組を行っているか、行う意欲があること

- 働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりのための取組
たとえば、ノー残業デーの導入など、所定外労働の削減の取組
- 仕事と家庭、その他の活動が両立できるようにするための取組
たとえば、育児・介護休業制度の周知
- 女性の能力を活かすための取組
たとえば、男女を問わず新たな職域を目指す者への知識、資格取得の支援

《登録のメリット》

- *県のホームページや各種広報などで企業イメージ・知名度アップ！
- *アドバイザーの無料派遣、関連情報の提供あり！
- *新潟県建設工事入札参加資格審査の加点要件あり！
- *要件を満たせば県庁物品等調達の優遇制度あり！
- *商工中金の「ハッピー・パートナー企業応援ローン」利用可！
- *ハローワーク求人票に「ハッピー・パートナー企業」をPR！

お問い合わせ：
新潟県庁 男女平等社会推進課
電話：025-280-5142

ハッピー・パートナー企業 [検索](#)

《南魚沼市のハッピー・パートナー企業》 本社所在地が南魚沼市の登録企業 11 社（登録順）
医療法人社団 萌気会 / 社会福祉法人 桐鈴会 / 高橋建設(株) / (株)我伊野建設 / 塩沢信用組合 /
南魚沼市 / (株)島田組 / 魚沼みなみ農業協同組合 / 桜井建設(株) / 医療法人 齋藤記念病院
■平成 24 年度新規登録 (有)吉田電気 *県内登録数 513 社(平成 25 年 3 月末現在)



◆つぶやき◆

近所に育メン君がいます。3才と7ヶ月くらいの女の子をそれは手際良く対応し、いつも感心していましたが、なんとパパは8ヶ月の育休中とのこと。

ママは産休後仕事復帰しながら子育てに無理のない通勤時間の短い職場を見つけ、勤務先を変更。パパの育休終了後は二人の子どもを保育所に預けて共働き体制に入るそうです。若い夫婦の見事な育児計画に脱帽。今時の若い親はたいしたもんです。頑張れ！

ハーモニー第7号 H25.6.15 発行 編集：南魚沼市男女共同参画推進市民会議

事務局：南魚沼市総務部企画政策課 電話 025-773-6672

ご意見・ご感想は、年齢・性別をご記入のうえ、メールで「danjo2011@yahoo.co.jp」まで。 会員随時募集中！